

## 措置状況報告書

監査の名称：平成27年度 行政監査

監査のテーマ：外部記憶媒体（USBメモリ）の管理状況について

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>①所有形態について</p> <p>監査対象課で使用しているUSBメモリ2,407個のうち1,079個が個人で所有しているUSBメモリであった。</p> <p>また、個人所有のUSBメモリ使用に関する明確な基準等はなかった。</p> <p>USBメモリは情報セキュリティ責任者である所属長が管理することとなっており、所属長はUSBメモリの業務上の必要性について、今一度確認するとともに、個人所有も含めてUSBメモリの管理状況を的確に把握しておく必要がある。</p> <p>②登録状況について</p> <p>各課等から提出のあった調査表によると、所属課で保有するUSBメモリの数は2,407個であり、全庁システムに登録されたUSBメモリの数は2,931個で524個の相違があった。</p> <p>全庁システムで使用するUSBメモリは業務上必要な場合に限られており、人事異動等により業務上使用しなくなったUSBメモリについては、登録廃止の報告をするとともに、異動先の業務上の必要性に応じ再登録する必要があると考えられる。</p>	<p>①3月1日付けで関係規程を改正し、所属で使用しているすべてのUSBメモリについて再調査を行ったうえで、個人所有のUSBメモリの使用を禁止しました。</p> <p>なお、使用していた個人所有のUSBメモリ内のデータについてはすべて消去し、所属長が確認を行いました。</p> <p>②1月に、情報政策課にて独自調査を行ったところ、現物があることの確認がとれているものの、全庁システムで使用するUSBメモリの利用廃止の際の届出義務を課していなかったこと、及びデバイス名の管理が正確になされていなかったことから、今回の差異が生じていたことが判明したため、3月1日付けで関係規程を改正し、全庁システムでのUSBメモリの利用登録・廃止に係る届出手順・様式を定めたうえで、全庁システム上の管理を徹底することとしました。</p> <p>なお、全庁システムに登録していたUSBメモリすべてについて、いったん白紙に戻したうえで、各所属からの登録申請に基づいて再登録を行いました。</p>	

③保管状況について

重要情報を保存したUSBメモリについては、基準によれば耐火・耐熱等の対策を講じ、なおかつ施錠可能な場所へ保管する必要があるが、重要情報を保存しているUSBメモリ 643 個のうち 233 個が個人の机に保管されており、そのうち 138 個が未施錠のまま保管されていた。

所属長はもとより、職員一人ひとり情報は取り扱う際に潜在するリスクについて再認識し、重要な情報を保存したUSBメモリは必ず施錠して保管する必要がある。

また、基準に示されている、耐火・耐熱等の対策を個人の机やキャビネットで講じることが可能なのか、施錠可能な場所であっても個人の机に重要な情報を保存したUSBメモリを保管することが適切なのかを、今一度検討し、明確なルール作りをすることが望ましい。

④暗号化機能等について

重要情報を保存しているUSBメモリ 643 個のうち 580 個に暗号化機能等がついておらず、機能がついているUSBメモリ 63 個のうち、39 個で暗号化等がされていなかった。

また、重要情報を保存しているUSBメモリの外部への持ち出しは 23 個で、そのうち 8 個に機能がついておらず、機能がついているUSBメモリ 15 個のうち 1 個について暗号化等がされていなかった。

外部に持ち出す必要がある重要情報については、常に紛失又は盗難のリスクが伴うことから、暗号化等が可能なUSBメモリを使用することはもとより、その機能は必ず利用する必要がある。

③所属長によるUSBメモリの一元管理がなされていなかったことから、3月1日付けで関係規程を改正し、管理台帳の作成を義務付け、USBメモリ内の情報の重要度や保管場所及び保管場所の施錠の可否等を記載することとし、所属における管理徹底を図りました。

なお、記録媒体の管理については、所属長判断のもと適切な管理を行うこととし、重要情報の有無にかかわらず、施錠可能な場所に保管することとしました。

④3月1日付けで関係規程を改正し、USBメモリについては暗号化機能を備えるもののみ使用可能とし、利用の際は必ず暗号化することとしました。